

令和5年11月6日

南関東防衛局

## 東富士演習場周辺における機能復旧工事の実施について

(お知らせ)

東富士演習場周辺住宅防音事業については、平成9年度から防音工事を開始し、約25年経過しているため、防音工事により設置したアルミニウム合金製気密建具(以下「防音建具」)及び空気調和機器は、経年により劣化し、機能を保持していない可能性があります。

このため、令和7年度から防音建具及び空気調和機器の機能復旧工事(※)を実施すべく、今年度から採択基準を作成するための調査を開始したところ、防音工事を実施後おおむね20年以上が経過し、明らかに機能が損なわれている防音建具及び空気調和機器が確認されたため、今年度から先行して機能復旧工事を実施することとしました。

令和5年度及び令和6年度に実施する機能復旧工事につきましては、まずは明らかに機能が損なわれていることが確認できたものから実施してまいります。そのため、該当する方は直接ご連絡させていただくこととしており、希望届を募集することは考えておりません。

令和7年度以降の対応につきましては、方針が決まり次第改めてお知らせいたします。

何かございましたら下記問い合わせ先にご連絡ください。

※機能復旧工事とは、防音工事実施後、経年劣化により明らかに機能が損なわれている防音建具及び空気調和機器について復旧(取替等)する工事。

### 【補助率】

- ・防音建具機能復旧工事：100%
- ・空気調和機器機能復旧工事：90%

(ただし、補助を受けられる方が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者の方又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条の規定により支援給付を受けている方である場合、補助率は100%)。

※補助事業者が自らの負担で取替を行った防音建具及び空気調和機器は補助事業で取り付けたものとみなしますが、その領収書等をもって補助金を支払うことはできません。

問い合わせ先

南関東防衛局企画部防音対策課砲撃音防音係

TEL：045-211-7396